消　防　計　画

第１章　　　総　　　則

　　（目　的）

第１条　この計画は（　　　　　　　　　　）の防火管理業務について必要な事項を定め、火災等災害の予防並びに人命の安全確保及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（消防計画の適用範囲）

第２条　この計画は（　　　　　　　　　　）に勤務し、又は出入する全ての者に適用するものとする。

（防火管理者の権限と業務）

第３条　防火管理者は（　　　　　　　　　 　）とし、この計画についての一切の権限を有し、次の業務を行うものとする。

1. 消防計画の検討及び変更
2. 消火、通報、避難訓練の計画とその実施
3. 建物等の自主検査及び消防用設備等の点検の実施とその指導監督
4. 火気の使用又は取扱に関する指導監督
5. 定員の遵守及び収容人員の把握と安全管理
6. 管理権原者に対する助言及び報告
7. その他防火管理上必要な業務

　　（消防機関への報告及び連絡）

第４条　防火管理者は、次の業務について消防機関へ報告、届出及び連絡を行うものとする。

1. 消防計画の提出(改正の都度)
2. 建築物及び諸設備の設置、または変更の事前連絡及び法令に基づく諸手続き
3. 消防用設備等の点検結果の報告
4. 自衛消防訓練時における事前通報及び指導の要請
5. その他防火管理について必要な事項

第2章　　　予　防　管　理　対　策

　　（予防管理組織）

第５条　日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに建物の区域別に火元責任者をおき、建物・火気使用器具、消防用設備などの点検検査を行う点検員を別表1のとおり指定する。

　　（火元責任者の業務）

1. 火元責任者は、次の業務を行うものとする。
	1. 担当区域内の建物、火気使用設備器具、電気設備等の維持管理・点検検査
	2. 担当区域内の消防用設備等の維持管理
	3. 地震時における火気使用設備器具の出火防止措置
	4. 防火管理者の補佐

　　（建物等の自主検査）

1. 建物、火気使用設備器具、危険物施設及び電気設備等の点検検査は、別に定める検査票に基づき、点検員が次のとおり実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。なお、平素における維持管理は火元責任者が随時行うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 検査対象 | 検査実施月日 |
| 建築物 | 月　　日 | 月　　日 |
| 火気使用設備器具 | 月　　日 | 月　　日 |
| 危険物施設 | 月　　日 | 月　　日 |
| 電気設備 | 月　　日 | 月　　日 |

　　（消防用設備等の点検）

第８条　消防用設備等の機能を維持するための点検検査は、別に定める点検票に基づき、点検資格者（消防設備士等）が次のとおり実施し、その結果を防火管理者に報告するものとする。なお、平素における維持管理は点検員が外観的事項について随時行うものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 　　消防用設備等の種別 | 点　　検　　実　　施　　月　　日 |
| 機　器　点　検 | 総　合　点　検 |
| 消火器 | 月　　日 | 　 |
| 月　　日 |
| 屋内消火栓 | 月　　日 | 　月　　日 |
| スプリンクラー設備 | 月　　日 | 　月　　日 |
| 自動火災報知設備 | 月　　日 | 　月　　日 |
| 非常警報設備 | 月　　日 | 　月　　日 |
| 避難器具 | 月　　日 | 　月　　日 |
| 誘導灯・誘導標識 | 月　　日 |  |
| 月　　日 |
| 自家発電設備 | 月　　日 | 　月　　日 |
| 消防機関へ通報する火災報知設備 | 月　　日 | 　 |
| 月　　日 |

（点検検査結果の記録及び報告）

第９条　防火管理者は、点検検査の結果を[防火管理維持台帳]に記録しておくと共に、管理権原者に内容を報告し、不備事項については改修等の促進を図るものとする。

２　管理権原者は、消防用設備等の点検結果を　年に１回宇部・山陽小野田消防局消防長又は所轄消防署長に報告しなければならない。

1. 火　災　予　防　措　置

　　（防火管理者への連絡事項）

 第１０条　次に掲げる事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、防火管理上必要な指示を受けなければならない。

1. 指定場所以外で臨時に火気を使用するとき
2. 各種火気使用設備器具を設置または変更するとき
3. 改装、模様替え等を行うとき
4. 改装工事等で、危険物を貯蔵又は取扱うとき
5. 消防用設備等の機能停止を行うとき
6. その他防火管理上必要な事項

　　（従業員の遵守事項）

第１１条　（　　　　　　　　　　）に勤務する全ての者は、日常業務を通じて各種災害を防止するため、次の事項を遵守しなければならない。

1. 避難口、避難階段、通路、ロビー、ホール等には、避難上支障となる物品を置かないこと。
2. 防火戸、防火シャッター付近には、閉鎖障害となる物品を置かないこと。
3. 消防用設備等の周辺には、装飾等をせず、その機能を阻害しないこと。
4. 火災を発見した場合は、消防機関（１１９）に通報するとともに防火管理者に連絡し、災害時の活動計画に定める任務分担により適切な行動をとること。
5. 喫煙は、指定された場所で行うこと。

　　（火気使用時の遵守事項）

第１２条　火気等を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

1. 火気使用設備器具の周囲は、常に整理整頓しておくこと。
2. 火気使用設備器具は、使用前、使用後必ず点検を行い安全を確認すること。
3. 工事を行う者は、火気管理について防火管理者の指示を受けること。
4. 終業時には、吸殻等を適切に処理し指定場所へ集めること。
	* 1. 震　災　対　策

（震災予防措置）

第１３条　防火管理者及び火元責任者は、地震時の災害を予防するため、第2章に基づく各施設器具の点検検査に合わせて、次の事項を行うものとする。

1. 建物・建物に付随する施設物（看板・照明器具・外壁等）及び陳列物品の倒壊、転倒、落下危険の検査。
2. 火気使用設備の転倒、落下防止及び自動消火装置、燃料等の自動停止装置についての作動状況の検査。

（地震後の安全措置）

第１４条　各火元責任者は、地震後、建物・火気使用設備器具等の点検検査を行い、その結果を防火管理者に報告し、安全を確認後使用を開始すること。

（地震時の活動）

第１５条　地震時の活動は、上記のほか次の措置を行うものとする。

1. 火気使用設備等の近くにいる従業員は、火を直ちに消し出火防止に努めること。
2. 防火管理者は、直ちに人員の把握をすると共に任務分担に従って被害状況を調査し、救出・救護が必要な場合、速やかに活動を実施する。
3. 防火管理者は、正確な情報を入手し、的確な応急処置を行い、速やかに避難場所への避難開始の指示を行う。
	1. 自　衛　消　防　活　動　対　策

　　（自衛消防の組織と任務分担）

第１６条　（　　　　　　　　　　）の自衛消防組織として（　　　　　　　　　　）を自衛消防隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を別表2のとおり指定する。

|  |  |
| --- | --- |
| 係　別 | 任　　　　務　　　　内　　　　容 |
| 隊長 | * 自衛消防隊の各係員に対し、指揮、命令を行うとともに消防隊と密接な連携を図る。
* 避難状況の把握を行う。
 |
| 指揮係　 | * 隊長を補佐し、指示・命令の伝達にあたる。
 |
| 通報連絡係　 | * 消防機関に対する通報及び確認を行う。
* 出火の報知及び消防隊への情報の提供にあたる。
 |
| 消火係 | * 消火器具・消火設備を用い消火作業にあたる。
 |
| 避難誘導係 | * 避難口等を開放し、避難誘導にあたる。
* 避難器具の設定、操作にあたる。
* 逃げ遅れの有無を確認する。
 |
|  |  |

（避難経路図等）

第１７条　自衛消防隊長は、人命安全を確保するため消防用設備等の設置位置及び屋外へ通じる避難経路を明示した避難経路図を作成し、従業員全てに周知徹底しなければならない。

* 1. 防　災　教　育　及　び　訓　練

　　（防災教育の実施時期及びその内容）

第１８条　防火管理者は、次により防災教育を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 実　施　月　日 | 内　　　　　　容 |
|  |  　月　　　日 | 1. 消防計画の周知徹底
2. 火災予防上の遵守事項
3. 従業員各自の任務及び責任の周知徹底
4. 震災対策に関する基本的事項
5. その他火災予防上必要な事項
 |
|  月　　　日 |
|  月　　　日 |
|  月　　　日 |
|  | 　　そ　の　都　度 |

　　（訓練の実施時期及びその内容）

第１９条　防火管理者は、次により訓練を実施するものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 訓練種別 |  実施月日 | 訓　　　練　　　内　　　容 |
| 総　合　訓　練 | 月　　日 | ○消火、通報、避難誘導の訓練を連携して実施し、必要と認める場合は消防機関への指導を要請する。 |
| 月　　日 |
| 部分訓練 | 　消火訓練 | 月　　日 | ○消火器具・消火設備の取扱要領の習熟を図り、初期消火訓練を行う。 |
| 月　　日 |
| 　通報訓練 | 月　　日 | ○消防機関（１１９）への通報要領及び火災発生時の連絡体制の習熟を図る。 |
| 月　　日 |
| 　避難訓練 | 月　　日 | ○避難誘導要領及び避難器具の設定要領の習熟を図る。 |
| 月　　日 |

　　（訓練の実施報告）

第２０条　防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合は「自衛消防訓練届出書」により宇部・山陽小野田消防局消防長又は所轄消防署長に通知するものとする。

付則

この消防計画は、平成　　年　　月　　日から実施する。

別表１

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 防火管理者 | 担当区域 | 火元責任者・点検員 |
| 氏　　名（　　　　　　 ） | 階 |  |  |
| 階 |  |  |
| 階 |  |  |
| 階 |  |  |
| 階 |  |  |
| 建　　　物　　　全　　　般 |  |
| 火気使用設備器具 |  |
| 危険物施設 |  |
| 電気設備 |  |
| 消火器具 |  |
| 屋内消火栓 |  |
| スプリンクラー設備 |  |
| 自動火災報知設備 |  |
| 非常警報設備 |  |
| 避難器具 |  |
| 誘導灯・誘導標識 |  |
| 自家発電設備 |  |
| 消防機関へ通報する火災報知設備 |  |
|  |  |

別表２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自衛消防隊長 | 係　　　別 | 氏　　　　　名 |
| 　　氏　　名（　　　　　　　　　） | 指揮係 |  |
|  |
| 通報連絡係 |  |
| 消火係 |  |
|  |
|  |
|  |
| 避難誘導係 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |  |  |
|  |